

川崎市優良事業者表彰選考基準

第1 川崎市優良事業者表彰要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する「川崎市内に本社がある事業者」は、川崎市競争入札参加者選定規程（昭和50年川崎市訓令第7号）第8条第1項に定める有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている事業者とする。

第2 要綱第2条第1項第1号の規定による被表彰者は、次に定めるところにより選考する。

2 被表彰者は、本市の発注業種の区分（以下「業種」という。）ごとに選考する。ただし、表彰を実施する年度の前年度（以下「評価年度」という。）の完成件数が少ない業種については、全て同一の業種とみなし選考するものとする。

3 被表彰者は、川崎市内に本社がある事業者のうち、次に定める基準により選考する。

（1）評価年度に川崎市内に本社がある事業者が完成させた請負金額500万円以上の全ての工事案件（以下「対象案件」という。）のうち、川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）、川崎市請負工事検査規程（昭和43年川崎市訓令第5号）、川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年11月10日水道局規程第23号）、川崎市上下水道局請負工事検査規程（昭和47年11月10日水道局規程第24号）、川崎市交通局請負工事監督規程（平成13年3月30日交通局規程第18号）、川崎市交通局請負工事検査規程（平成13年3月30日交通局規程第19号）、川崎市病院局請負工事監督規程（平成17年3月31日病院局規程第43号）及び川崎市病院局請負工事検査規程（平成17年3月31日病院局規程第44号）に定める工事成績評定書における成績評点（以下「成績評点」という。）が75点以上かつ同一の業種内において上位の案件を完成させたもの

（2）前号で定めるもののうち、同一の業種内における対象案件の成績評点が全て65点以上であるもの

4 前項の基準だけでは選考が困難な場合やその他必要と認められる場合には、他の対象案件の成績評点やその他の事項を考慮し選考することができる。

5 委託案件については工事案件に準じて選考するものとする。

第3 要綱第2条第1項第2号の規定による被表彰者は、次のいずれかに該当する川崎市が発注する案件を評価年度に完成した事業者のうちから選考する。

（1）著しく困難な自然的、人為的な施工条件の克服を要する案件

（2）特に高度な施工技術を要する案件

第４ 要綱第２条第１項第３号の規定による被表彰者は、次のいずれかについて優れた功績があると認められるものから選考する。

- (１) 建設技術等の開発及び実用化に係る功績
- (２) 建設技術等の高度化への積極的な対応に係る功績
- (３) その他建設技術力等の向上に係る功績
- (４) 経営の近代化、その他経営基盤の強化に係る功績

附 則

この基準は、平成２４年９月４日から施行する。

附 則

この基準は、平成２９年５月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。